

防ごう!!

転倒災害



転倒災害とは、すべる、または、転ぶ（二輪車の乗車中を含む）ことにより負傷した労働災害のことです。

札幌中央及び札幌東労働基準監督署管内においては、年間に約2,200人もの方々が労働災害により負傷されており、このうち約3割が転倒災害によるものです。

転倒災害は、機械災害などと比較して軽視されがちですが、発生した災害を見ますと、骨折などにより長期の休業を強いられる事例が大半を占めており、平成22年には死亡災害も発生しています。

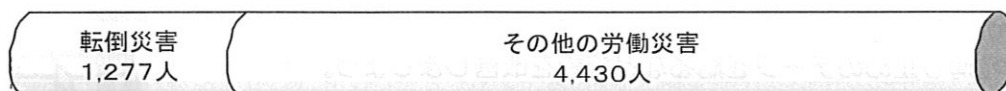
また、転倒した際に、頭部、頸部、腰部など、体の重要な部分を負傷する災害も散見されており、負傷の程度によっては体に障がいが残るおそれがあることなどからも、この転倒災害をアなどすることはできません。

転倒災害は人の行動であること、また、転倒する要因が様々であることなどから、その防止対策を講じることは難しいものですが、ひとつひとつの活動の積み重ねが労働災害の防止につながりますので、この転倒災害の防止についても積極的に対策を進めていきましょう。

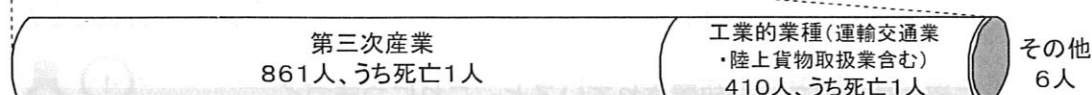
■ 転倒災害の発生状況

平成22年から23年の2年間に労働災害で4,430人もの方々が死傷されており、このうち、転倒災害によるものは1,277人を数えています。

■ 全産業における転倒災害の発生状況〔平成22年には転倒による死亡労働災害が発生しています〕



■ 業種別（産業別）〔転倒災害は第三次産業において多発しています〕



0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

※ 平成22年には転倒災害により2人が亡くなられております。
死亡災害が発生した業種は、運輸交通業と商業です。

※ 転倒災害が多発している業種は以下のとおりです。

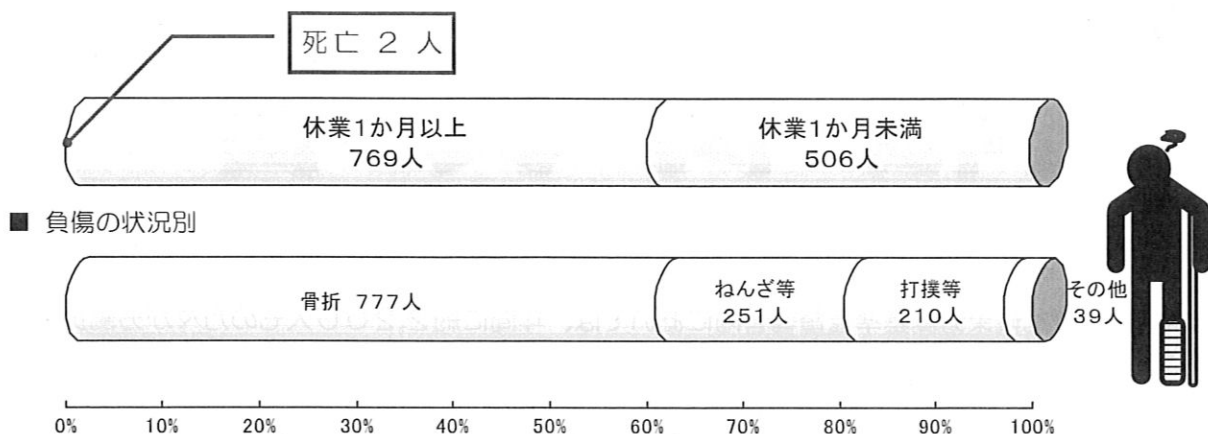
- 商業346人 ● 運輸交通業204人 ● 清掃業143人 ● 製造業142人
- 保健衛生業(病院・社会福祉施設等)125人 ● 接客娯楽業104人 ● 建設業51人…など

※ 冬季(12～3月)は降雪や路面凍結の悪条件が重なるため転倒災害が多発しており、734人の発生と全体の57%を占めています。

札幌中央労働基準監督署
札幌東労働基準監督署

■ 転倒災害による負傷の状況

発生した災害を見ますと、休業の期間が1か月以上となるもの、また、骨折によるものが大半を占めており、頭部や腰部などの体の重要な部分を負傷する災害も散見されています。



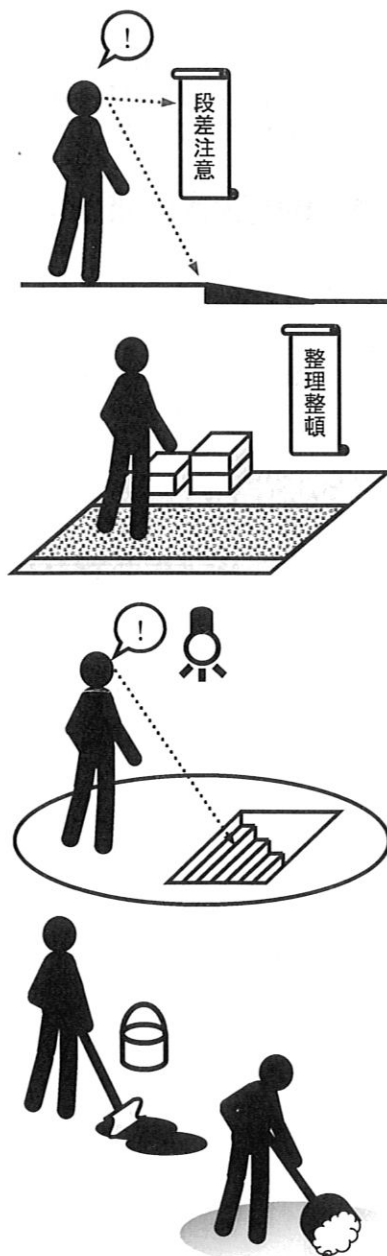
※ 転倒災害では、骨折、ねんざ、打撲のほか、むち打ち症や腰痛、じん帯断裂、また、転倒した際に脊髄を損傷するという災害も発生しています。

■ 転倒災害を防ぐために

■ 施設や設備などを安全なものとしましょう

転倒災害は事務所などの建物内でも発生しています。
施設や設備などを安全なものとし、転倒災害を防止しましょう。

- ◆ 通路に段差がある場合は、スロープなどを設ける、または、段差部分が目立つように表示するなどしましょう。
- ◆ 階段の踏面、また、床が滑りやすい材質の場合は、マットを敷いたり滑り止めのテープを貼るなど施設を改善しましょう。
- ◆ 通路上に電気コードなどの障害物が設けられている場合は、通行の支障とならないよう配置し直すなどしましょう。
- ◆ 通路上に資材や用具などが放置されていると、これにつまづくおそれがありますので、整理整頓を行い安全な通路を確保しましょう。
- ◆ 地下などの暗い場所では、目が慣れるまでに時間がかかり危険なため、照明を設けるなど明暗差を少なくしましょう。
- ◆ 床が水などで濡れている場合は、滑りやすく転倒するおそれがありますので、これを放置せずに拭き取りましょう。
- ◆ また、雨天や降雪時には玄関や付近の通路が濡れて滑りやすくなりますので、滑り止めのマットを敷く、または、適時に水を拭き取るようにしましょう。
- ◆ 冬季には降雪や凍結により路面が滑りやすくなりますので、除雪や氷割りを行う、また、砂や融雪剤を散布する、滑り止め防止のマットを敷くなど転倒災害防止の対策を実施しましょう。



■ 安全な歩行（作業）を心がけましょう

仕事を行うためには、体を動かさなければなりません。

言い換えれば、歩くことも仕事の一つであるということが言えます。

- ◆ 通路を歩行する際、また、作業の際には、走らない、急な行動をしない、不用意な行動をしないようにしましょう。

- ◆ 通路（歩道）上に資材やゴミなど、また、凍っている、水で濡れているなど歩行の障害となるものがある場合は、不用意に足を乗せたり、無理に通り返けようとするのは危険ですので、う回できる場合は、これらを避けて通らしましょう。

また、工場や倉庫内などでは、通路以外のところを歩行したり、機械設備を跨ぐことなど危険な行動をしないようにしましょう。

- ◆ 大きな物や重たい物を手に持ち運ぶ場合は、体のバランスを崩しやすく転倒する危険性が高くなります。

腰痛などの防止のためにも、適切な台車を使用したり、複数人で運搬したり、また、小分けできる場合は数回に分けて持ち運びましょう。

- ◆ 作業に応じた適切な靴を履きましょう

食料品製造など床が濡れている箇所では滑りにくい靴（耐滑性のある靴）を、また、重量物を取り扱う作業では安全靴を履くなど作業に応じた適切な靴を履きましょう。

- ◆ 足に合わない靴や、かかとが高い靴などは、転倒する危険性が高くなるため、自分の足に合った適切な靴を履きましょう。

また、靴底がすり減った状態、靴ひもがほどけた状態、かかとを踏んだ状態では転倒する危険性が高くなりますので、靴は適切履きましょう。

- ◆ バイクや自転車を運転する際は、交通法規を順守し、天候や周囲の状況に応じた運転をするなど、安全運転を心がけましょう。

また、バイクや自転車は定期的な点検と整備を行うとともに、季節に応じた適切なタイヤを装着しましょう。



■ 作業前の準備運動・適度な運動を実施しましょう

作業前に体をほぐすことは転倒防止に、また、転倒したとしても負傷程度の軽減に効果がありますので、作業前には必ず準備運動を実施しましょう。

また、運動不足になると筋力と体の柔軟性が衰えるため、とっさの時に反応が遅れて体を支えることができず、けがをするおそれがありますので、日頃から適度な運動やストレッチを行うよう心がけましょう。



■ 安全教育や訓練を実施しましょう

先の3項目（施設・設備の安全、安全な歩行、運動の実施）などについて、安全教育や訓練を実施しましょう。

また、危険予知訓練を実施、継続することにより、通路に段差がある、床が水で濡れている、路面が凍っているなど、危険な状態を察知する能力が高まることにより、事故やけがを回避できる確率を高くすることができます。

※ 書籍やインターネットなどで、転倒防止や安全な歩き方などに関する記事が掲載されておりますので参考にしましょう。



転倒災害防止のポイント

■ すべり対策

- ◆ 床面の清掃を行う（水・雪・油分などはふき取る）
- ◆ すべりにくい床材とする、または、すべり止めのマットを敷く、滑り止めのテープを貼る
- ◆ 適切な靴を履く（一般の靴・作業用の靴で耐滑性のある製品が販売されています）
- ◆ 走らない・急な行動をしない・不用意な行動をしない

■ つまづき対策

- ◆ 通路・床などの整理整頓を行う
- ◆ 通路・床面の凹凸・段差をできるかぎりなくする（スロープ・手すりを設けるなど）
- ◆ 適度な明るさの照明を設ける
- ◆ 適切な靴を履く
- ◆ 走らない・急な行動をしない・不用意な行動をしない

■ 運動

- ◆ 筋力と体の柔軟性を高めるため適度な運動を実施する

■ 労働災害事例

平成22～23年の2年間に発生した労働災害のうち、転倒による事例を掲載したものです。

- ① ゴミを捨てるため事業場の敷地内（屋外）を歩行中、凍結路面で足を滑らせ転倒した際に、頭部を強打したため脳挫傷により死亡した。【商業】
- ② 営業車両からおりて歩行中、凍結路面で足を滑らせ転倒した際に、頭部を強打したため脳挫傷により死亡した。【道路旅客運送業】
- ③ 工場内において作業中、手に什器を持ちながら歩行していたところ、足元が見えなかったため排水溝の箇所足をとられて転倒した際に、肘を骨折し3か月の休業となった。【製造業】
- ④ 事業場の玄関先において、スロープの箇所に雪が積もっていたため足を滑らせ転倒した際に、腕を骨折し3か月の休業となった。【製造業】
- ⑤ 建物の新築工事現場において、資材を両手で持ちながら床上に仮置きされていた資材（鉄筋）の上を通行したところ、姿勢を崩して転倒した際に足を骨折し2か月の休業となった。【建設業】
- ⑥ 建物の改修工事現場において、解体した廃材運搬するため手に持ちながら外の階段を降りていたところ、凍結していたため足を滑らせ転倒した際に、廃材が指に突き刺さり6週間の休業となった。【建設業】
- ⑦ 倉庫内において歩行中、床に落ちていた荷造り用のテープに足をとられて転倒した際に、肩の腱板を断裂し2か月の休業となった。【道路貨物運送業】
- ⑧ 休憩室に書類を取りに行くため歩行中、床上に放置されていた掃除機のホースに足をとられて転倒した際に、肋骨を骨折し3か月の休業となった。【商業】
- ⑨ 作業場において作業中、床に落ちていた葱の葉で足を滑らせ転倒した際に、スチール製のごみ箱に胸部を強打したため肋骨を骨折し2か月の休業となった。【商業】
- ⑩ 新聞を配達するため歩行中、凍結路面で足を滑らせ転倒した際に、骨盤を骨折し6か月の休業となった。【新聞販売業】
- ⑪ 病院内の清掃作業中、掃除機の電源コードに足を引っ掛け転倒した際に、膝を骨折し2か月の休業となった。【保健衛生業】
- ⑫ 施設内において、結束用のひもが足に絡まり姿勢を崩して転倒した際に、大腿骨を骨折し2か月の休業となった。【社会福祉施設】
- ⑬ 飲食店の店内において、冷蔵庫前の床が濡れていたため足を滑らせ転倒した際に、足首を骨折し2か月の休業となった。【接客娯楽業】
- ⑭ 顧客先の施設において清掃作業中、両手にゴミを持ちながら歩行していたところ、このゴミにつまづき転倒した際に、肋骨を骨折などし2か月の休業となった。【清掃業】
- ⑮ 顧客先において警備のため巡回中、屋内の床が雨水で濡れていたため転倒した際に、足首を骨折し9か月の休業となった。【警備業】